

第3回研究会における委員からの指摘事項とその対応方針等

委員の発言要約 (敬称略)	対応方針案等
<p>1 利用目的</p> <p>(学術研究の発展に資する場合)</p> <p>「大学や研究所等において教授，准教授等が学術を目的として研究活動を行う場合」における「等」について，さらに明確に記載すべきではないか。具体的には「教授，准教授，非常勤，ポストドクター，大学院生等」とすべき。なお，これらには学部生は含まない。(玄田)</p> <p>学部生に対する大学の授業やゼミは，研究目的というよりも，研究者の研究能力の向上ないしは知識の進展のためというのが一義的な目的であるが，大学院生の場合は，研究論文を作成するための指導を行っているというのが一般的ではないか。(玄田)</p> <p>大学教員は守秘契約という形で拘束されることになるが，学生をその契約に巻き込むことは困難。学生をどういう形で縛ることができるかの検討が必要ではないか。(椿)</p> <p>匿名データを利用することに関して，法律上誰がどの程度責任を負うことになるのかを整理すべきではないか。(玄田)</p>	<p>学部生の扱いについては別紙のとおりであり，教授等と離れて，個人として研究する場合の申請者にはなり得ると考える。</p> <p>匿名データの提供を受けた者及びその者から業務の委託を受けた者は，統計法において，匿名データの適正な管理(法第 42 条第 1 項第 2 号)，提供を受けた目的以外の目的のための利用・提供の禁止(法第 43 条第 2 項)が規定されている。</p> <p>罰則規定としては，提供を受けた匿名データを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用した者に対して罰金を課している。(法第 61 条第 3 号)</p>

海外にいる研究者も対象となるか。(山口)

今直ぐ海外の研究者にも提供するという
ことは現実的に難しいとは思いますが、国際的な
研究環境を考えれば重要である。(玄田)

上記の罰則規定(法第 61 条第 3
号)は、同法 62 条において、国外
においても適用することとされて
いる。

したがって、内外の区別なく、国
外の研究者にあっても提供が可能
であると考えます。

なお、運用においては、環境整備
等の準備に相当程度時間は要する
ものと思われる。

(利用目的の審査)

「統計法の施行状況を総務省が取りまと
め、公表するとともに、統計委員会へ報告
する。」とあるが、単にこれが儀式的なこと
にならないよう、透明性が確保されるため
には、どのような内容とするかを議論すべ
きである。(玄田)

総務省が取りまとめて公表・統
計委員会へ報告する内容につい
ては、申請件数、提供件数等を想
定しているが、透明性を確保する
ためにどのような内容にするか
を検討する。

「施行状況」については、何件認められて、
何件認められなかったというだけでは、透
明性があるとは言いがたく、特に認められ
なかったものについて、その理由等が必要
であると思われる。(中原)

例えば、申請に応じられなかつ
た場合には、研究者の個人情報の
保護にも配慮しつつ、研究概要、
応じなかった理由等を報告すると
いうことも検討する。

2 利用申請事項

申請の際に「管理責任者」を明確にしてお
かなくてよいか。従来の目的外申請の際に
は、研究自体は研究者が行うが、学部長名
で申請することにより管理責任を負わせて
いるという仕組みとなっているのではない
か。2次利用についても、今までの枠組み
の延長線の中で考えた方がよいのではない
か。(椿)

東京大学のデータアーカイブにおいては、申
請者が、大学院生や学部学生の場合には、指
導教員のサインを求めているので、これらが
参考になるのではないか。(玄田)

利用申請者は、別紙の考えのとおり、
自身が責任を負うことを基本
と考えているため、利用申請者が
組織や指導教授等から独立して自
己の研究を行う場合は、所属長や
指導教授等がこれを確認するとい
う行為は必要ないと思われる。

3 利用目的の審査要件

ポストドクターの場合，大学に籍はあるが，雇用契約があるわけではないので，所属を証明するような行為が必要かどうかを検討すべきである。(山口)

ポストドクターといってもいろいろな形態があるので，身分を保証するようなことを求めたとすると煩わしいことになる可能性もある。(廣松)

4 その他運用面での留意事項

(申請の受付体制・期間について)

利用申請を受け付ける窓口が各府省であることは理解したが，受け付ける窓口の時間軸を早めに整えておく必要があるのではないかと。すなわち，科研費や一橋大学の施行的提供のように，一定の期間を区切って申請を受け付けるということも考えられるのではないかと。その方が集中して対応できるので，事務的な負担は少ないのではないかと。(玄田)

(匿名データを作成する統計調査の範囲)

匿名データを作成する統計調査について，事務局においては，当面は世帯調査を対象とするという考え方であるが，事業所を対象とした統計調査でも，例えば中小企業を対象とした統計調査のように，ある程度匿名化が可能なものもあると考えられるので，世帯調査に限る必要はないのではないかと。(経産省)

最初から世帯調査に限るということにせず，可能なものは事業所対象の統計調査でも提供するということが望ましい。(山口)

所属を証明するようなことが可能であれば，学術研究を行う者であるかの審査の際には役立つもので，必須要件としないまでも，添付書類の候補として挙げておくことは有益ではないか。

一定の期間のみ受付けてそれ以外には受け付けないということは，一般の行政サービスとの関係では難しい面もあると思われるが，事務の効率化や事務処理の計画化等を図るため，例えば，年間の受付時期・期間を年数回に限定する等の方法は考えられるのではないかと。

事業所を対象とした統計調査においても匿名データの作成が可能なものがあれば当然対象となるものである。

別 紙

匿名データの利用申請に係る学生の扱いについて(案)

学術研究を目的とした匿名データの利用申請者としての適格者は、自分自身が責任を持って研究を行うことができる者とする。

したがって、

教授等の指導の下で、大学院生や学部生が研究に携わる場合の申請者は、教授等の指導者となる。

共同研究として、教授等と大学院生(学部生)が研究を行う場合は、大学院生(学部生)が共同研究者となる。

教授等と離れて、個人として大学院生や学部生が研究を行う場合は、それぞれの大学院生や学部生が申請者と成り得る。

【注】

- ・ の場合の大学院生・学部生は、匿名データの提供を受けた者(教授等)から業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者に位置付けられ、統計法第 42 条適正管理及び同法 43 条守秘義務等の義務が適用されるとともに、同法第 61 条第 3 項の罰則が適用される。
- ・ したがって、 の場合で大学院生・学部生が不正な利益を図る目的で提供・盗用した場合は、その者が直接罰則の対象となる。また、その際の教授等における監督責任としては、運用上、匿名データの利用取り消し等の措置の対象となり得る。
- ・ なお、 の場合において、上記のような法運用上の理由から、申請時においては、匿名データの利用者として、大学院生及び学生を特定しておく必要がある。

統計法関係部分 抜粋

(守秘義務)

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報
 - 二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる者であって、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
 - 二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- 2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第七章 罰則

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(第一号及び第二号 略)

- 三 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者